

新制度における教育・保育事業の利用者負担について

1. 教育・保育事業の利用者負担額の設定について

新制度における教育・保育事業の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとしており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、平成 27 年度の予算編成（平成 27 年 1 月ごろ）を経て決定する国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

2. 教育・保育事業の利用者負担額の設定が必要な区分

対象	認定区分	利用可能な施設・事業
満 3 歳以上 教育のみ	教育標準時間認定（1号）	認定こども園、幼稚園
満 3 歳以上 保育必要	保育認定（2号）：標準時間	認定こども園、保育所
	保育認定（2号）：短時間	
満 3 歳未満 保育必要	保育認定（3号）：標準時間	認定こども園、保育所、地域型 保育事業（小規模保育事業等）
	保育認定（3号）：短時間	

3. 教育標準時間認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担額について

（1）国が定める利用者負担水準の考え方

- ・ 現行の幼稚園就園奨励費を考慮した利用者負担水準を基本とする。
- ・ 施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	~270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ ②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

- ※ ①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

2

(2) 鎌倉市における現状・検討の方向性（案）

- ①鎌倉市内の幼稚園は全て私立幼稚園であり、保育料については、各園独自に設定しており、各施設で異なっている。
- ②国の制度設計では、教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額の上限設定は、全国の入園料平均額と保育料平均年額の合計額（年額 308,000 円／月額 25,700 円）を基礎に算出している。鎌倉市の場合、これに対応する額は市内各幼稚園の平均で月額約 27,000 円となっており、国の平均額よりも高額となっている。
- ③現在、幼稚園に通っている子どもの保護者が実質的に負担している額は、保育料等から保護者に直接交付される就園奨励費補助金を除いた額であり、新制度の利用者負担額はそれを考慮して設定されている（このため、新制度に移行した幼稚園に通う子どもの保護者は、就園奨励費補助金の対象ではなくなる）。
- ④国が示す階層区分については、現行の就園奨励費補助金の国基準と同じ階層区分であるため、国基準どおり 5 階層として設定してはどうか。
- ⑤現在、鎌倉市が独自に、国の基準を超えて就園奨励費の補助を行っている世帯については、新制度移行後、実質的な利用者負担額が増えてしまうことになるため、この部分について検討が必要ではないか。
- ⑥施設によっては、現在の保育料が、新制度移行後の利用者負担額よりも低額となっている場合があるが、既に当該施設に通い、引き続き同じ施設に通う世帯のうち、利用者負担額が増額となる世帯がでてしまうこととなる。本来であれば施設が独自に利用者負担額を減額することはできないが、国では、そのような場合の経過措置として、施設の判断で利用者負担額の減額を認める案を検討している（差額は施設が負担）。この部分の扱いについて市でも検討が必要ではないか。

4. 保育認定（2，3号認定）を受けた子どもの利用者負担額について

（1）国が定める利用者負担水準

- ・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本に、保育短時間認定を受けた子どもは、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定する。
- ・ 施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする。
- ・ 所得階層区分の決定方法は、市町村民税額を基に行うこととする（これまでの所得税額から市町村民税額への変更）。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）			保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）		
<p>※ここで示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)</p> <p>・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定</p>			<p>※ここで示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)</p> <p>・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定</p>		
階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準	利用者負担		
			保育標準時間	保育短時間	
①生活保護世帯	—	0円	0円	0円	
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円	6,000円	6,000円	
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円	16,500円	16,300円	
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円	27,000円	26,600円	
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円	41,500円	40,900円	
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円	58,000円	57,100円	
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円	77,000円	75,800円	
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円	101,000円	99,400円	
<p>②～③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯 ④～⑧：前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯</p> <p>※ 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額） ※ ただし、保育単価を限度とする。</p>			<p>※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。 ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額（次頁参照）を適用する。 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。 ※ ただし、給付単価を限度とする。</p>		
<p>②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯 ④～⑧：前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯</p> <p>※ 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額） ※ ただし、保育単価を限度とする。</p>			<p>※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。 ※ 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。 ※ ただし、給付単価を限度とする。</p>		

(2) 鎌倉市における現状・検討の方向性(案)

- ①鎌倉市内の認可保育所の保育料は、現在市の基準により、公立私立問わず統一された金額に設定されている。
- ②認可保育所の保育料については、鎌倉市独自で保育料の軽減を行っている。新制度においても、利用者にとって負担の増加とならないよう、現行の鎌倉市における保育所の保育料水準を目安としてはどうか。
- ③所得階層区分の決定方法について、現在は所得税額を基に決定しているが、新制度では市町村民税額を基に決定することとなる。この変更により、利用者負担額が増額とならないよう、検討が必要ではないか。
- ④保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額については、新制度において新たに保育短時間認定という制度が創設された趣旨に鑑み、国の定める利用者負担水準と同様に、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額の▲1.7%を目安としてはどうか(ただし負担額が低い低所得者層を除く(4ページ国のイメージ第2階層参照))。
- ⑤国の利用者負担水準では、施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とするとされている。しかしながら、現在鎌倉市では、家庭的保育事業の利用者負担額を認可保育所の利用者負担額よりも低額に設定しているため、新制度移行後も現行と同様、低額に設定してはどうか。

5. 利用者負担の運用について(国の案)

利用者負担の切り替え時期、及び税額算定に係る控除の取扱いについて、下記のとおり国で検討されている。

(1) 利用者負担の切り替え時期について

- ・利用者負担は市町村民税額を基に決定することになるが、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとする。
- ・具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する時期等を考慮して9月とする(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定)することとする。

(2) 税額算定に係る控除の取扱いについて

- ・現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定(税制上廃止されたが、保育料の計算では、国の考え方にに基づき配慮している)は新制度では行わないこととする。ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。
- ・税額控除については、調整控除を除き、反映しない取扱いに統一する。